

## 資料⑥

### 小林氏盗作行為に関する紹介と論評(Pdf版)

=====基本的に 2019 年 6 月以降に執筆=====

下のことは、剽窃盗用に関する常識的ルールを知っている人には、余計なこと、はずべきことであろう。

しかし、現実にはそうした常識がなかった人による事件が、有名な小保方事件（研究史のコピー&ペースト、データの捏造）なども含め、起きていたわけで、改めて学術研究倫理ルールの常識を確認しなおす意味もあるだろう。

科研費を申請する前提がこの[研究倫理に関する e-ラーニング](#)となっており、現在の科研費の申請段階で私も昨年受講した。そこでは盗作盗用に関する留意点を正確に認識しているかが、問われる。いまや、横浜市立大学では、研究に係る全教職員の受講すべき課題（義務）となっている。この訓練なしには、科研費はできないのだ。

かつて（記憶の限りでは現役時代）は、こうしたことはなかった。やはり、研究倫理のルールが、常識とは言え、念のため e-ラーニング方式で再確認を求められる時代なのであろう。

2020 年 2 月 25 日の早稲田大学学術研究倫理委員会の[尹論文の小林氏による盗作の認定](#)を得た。その現時点での早稲田大学の盗作認定を踏まえれば、以下に論述したような私の盗作問題に関する理解が正確だったことを証明していると考ええる。

以下、折々に加筆したので、重複も多いが、そのままとしておきたい。

### 堀和生論文「小林英夫氏盗作行為の起源」（詳細は「原朗氏を支援する会」ウェブサイト参照）の画期性

小林氏が「原朗氏による名誉毀損」で告訴し、裁判となって以来 6 年間――原稿執筆時のママー――に作成された原氏側の膨大な文書、自らの発言・言説の真実性（名誉毀損ではなく小林氏の盗作）を客観的文書証拠で証明する諸文書、すなわち、小林氏の盗作を実証的に、具体的かつ精密に――したがって必然的に膨大になる文書量で――証明する原朗氏陳述書・堀和生氏意見書の全体像を締めくくった「[画竜点睛](#)」ともいべき論文。

すくなくとも、裁判過程にける小林氏の証言の真実性を根底から疑わせる重要な発見。

1966年の小林氏の最初の論文でなされた尹論文の大々的剽窃盗用。

2011年に「抄録」として結論部分だけを削除し、その他のたくさんの剽窃盗用はそのままにしておいた小林論文。

それを告訴を経て今日まで（原稿執筆時2019年）、何の変更もなく維持していること。

この厳然たる事実の発掘・発見・・・2019年原朗氏一審敗訴後、高裁への盗作証拠資料作成過程で発見し、5月17日に高裁に証拠資料（乙83）として提出。

北朝鮮研究者尹氏は、自分の研究成果が、小林氏の論文の文字数48%、結論に至ってはほぼ100%も盗用されていることは知る由もなく、抗議の可能性もなかった。

この尹論文盗用の事実は、1966年からすれば、53年ぶりの発見。

その意味で、画期的発見・暴露。

堀氏の冷徹な分析は、その科学的証明。

・・・根本史料の発掘は、歴史認識・人物評価に決定的転換を迫る。

尹論文盗作の事実の発見は、その意味で、決定的意味を持つ。

歴史研究の専門家も、アジア経済史、中国・朝鮮経済史などの専門家でも、ごく少数の20世紀朝鮮史研究者でなければ、気づかず、知らなかった。気づいた人も、丁寧に全体をきちんと調べてみた人はいなかった。実証的に論証した人は今までいなかった。

何人かの著名な歴史研究者に、この事実（赤線いっぱいの盗作個所の現物）をお見せしたら、「こりゃだめだ」との反応。

本堀和生「起源」論文——簡潔明瞭——により、膨大な全証拠文書（肉体）が生きた全体像をなすものとして、画竜点睛の論文と証拠資料と言っても過言ではないと信じる。

この「起源」論文・証拠資料の盗作証明をもとにして、これまでの裁判資料・小林氏の主張・証言類を徹底的に洗いなおす必要がある。

これだけ明確な盗作を行った人（今日まで反省していない人）が、最初の大著をまとめるまでに、まったく違った態度（研究における引用ルールに厳密に従った態度）をとったと説得的に主張できるであろうか？

そのことを根底から疑わせるのが、同じ1966年の論文を2011年の論争書に「抄録」として収録している事実である。

「抄録」と称するが、調べてみると、最後の1ページほどの結論だけが削除されているにすぎない。論文本体は、1966年とまったく同じである。

なぜ、結論部分だけが、削除されたのであろうか？

その他の論文全体は昔（1966年）と同じでもいいと考えたのであろうか？・・・そう考えたから、2011年に慶應大学の柳沢氏や松村氏との論争書にわざわざ取り入れたのであろう。

2011年のこの態度こそ、2013年に始まる告訴段階での小林氏の研究倫理（ルール違反）を示さないだろうか。

「盗作などまったくしていない」とする小林氏の主張・証言には、虚偽があるのではないか。

「盗作などしていない」と考えるからこそその原氏告訴であろう。

厳然たる盗作の証拠（「起源」論文・その証拠書類、および「抄録」）と小林氏の「盗作などしていない」という主張・考えは、整合するであろうか？

1966年から2011年（さらに現在）まで、引用ルール違反を違反と思わずに継続している、といえないだろうか？

まさに、この期間の最初の時期（1966～1975年）に、原朗氏が主張する盗用が行われたのだ。

原朗氏の主張（小林氏に盗作されたとの主張）に真実性がある証拠とならないだろうか。

小林氏の主張（「盗作などしていない」との言説）には虚偽性があるのではないか。それが、1966年論文と2011年「抄録」を見ると、浮かび上がらないか？

小林氏の約半世紀を貫く歴史叙述・全業績（はじめの1966年から締め2011年までの仕事）の剽窃盗作に関する精神構造・意識構造が、くっきりと見えてくるのではないかと思われる。

堀先生ご本人は、東京大学における集会（6月30日の報告）で、決定的暴露を謙遜して、「エピソード」といっておられた。

盗作の実証的論証のための莫大な6年余に投じた研究時間と肉体的精神的消耗を考えれば、この「起源」論文に費やしたエネルギーは、「エピソード」くらいだったのである。と書いてから、堀和生氏に伺ったところ、「意見書IV（判決批判）にかけた時間の数十分の一」の仕事時間だったと。

ぎりぎりまで長時間かけて探索した後の最後の一步、頂点への最後の一步は、このようなものかもしれない。

少なくとも、6年の長期に及ぶ裁判過程を経て、一審敗訴という現実直面して、最後の最後に、初めて発掘・発見されたのだから、発見・発掘に至る過程では、膨大なエネルギーの消費・精神的肉体的消耗があった事だけは事実である。決して簡単なことではない。

だが、小林氏の研究倫理違反（1966年から2011年まで、さらに長期の裁判過程を経て、現在まで）の確認手段として、**この発見は、盗作証明におけるその絶大な価値があることに驚嘆しないであろうか？ まともな学生・院生・研究者ならば。**

ただし、高裁の9月18日の判決にみられるように、この重要証拠資料は、一切考慮されていない。司法は、じっくり検討すべき新証拠を無視した。

5月17日に出された**新しい証拠資料を一切考慮しない判決**とは、なんでだろうか。

「起源」論文の衝撃的な内容とそれを証拠づける赤字傍線（ないし下線）いっぱいの証拠資料は、高裁における敗訴判決にかかわらず、少なくとも**研究者、学界、学生院生に限らず、およそ剽窃盗用に関心を持つ一般社会の人びとにも、強烈な印象を与える**はず。

「原朗氏を支援する会」ウェブサイトに掲載の堀和生論文・資料一式を見てほしい。

小林氏は、増補版『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』（御茶の水書房、2006年3月15日刊）の「補論「大東亜共栄圏」再論」につけられた「発表論文目録」（その冒頭に尹論文を盗作した論文が置かれている）が示すように、実に多作であり、非常に研究熱心である。広くたくさんの研究を吸収しながら、仕事を発展させてきた研究者であることがわかる。

私自身の仕事にも、友人との共著『1939 ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』（同文館、1989.9）に対する書評（『歴史学研究』615、1991. 1. 59 - 61 ページ）を通じて、しかるべき紹介とコメントを得ている。今回の問題があって、彼の仕事のリストにわれわれの共著への書評があることを発見し（思い出して）た。そして、改めて、彼の書評を読

み直して、小林氏の研究能力のすぐれた点を確認でき、そのかぎりで評価している。

しかし、ここで問題となっているのは——先行研究の多くから学ぶのは素晴らしいとして——、その**先行研究**と**自分のオリジナルな主張・研究成果**との**区別（注記の有無・注記の正確さないし適切さ）**である。

先行研究のどこをどのように評価し受け止めて（それは**注記などにより具体的に明記・明示しなければならない**）、それとは違う主張・それらを発展させ・訂正した、等々の自分独自の貢献とを、**明確に区別し、わかるようにしなければならない**。

そうしたことが行われていないという点で、重大な盗用・剽窃行為が問題にされる。

#### 一般社会のルール：

お金を借りれば、それを証明する**借用証書**を出す。これが、だれにでもわかる市民的ルールであり、世界的普遍的通史的ルールであろう。

それと同じで、論文において、史料・データ・論理等を借りれば、その証明として「注記」をはっきり書いておく。あるいは、似ているようでも違いがあるなら、それをはっきりさせ、その点を**注記**しておく。

それができていないと、**借りたものを自分のもの**にしてしまうことになり、**盗み**となる。ごく平凡な事実関係。

#### 研究におけるルール・学術論文のルール：

研究における本源的蓄積過程（大学の学部から大学院・大学就職の初期のあたりまで）において、他人の労働（研究労働）の成果（データの発掘・学会発表・その準備過程でのデータの供与など、さらに先行の諸論文）を学び、吸収するのは、科学的論文を執筆する場合の必然的要請である。自らの勤労に基づく成果。

だが、先行する他人の研究労働の成果（データ発掘・データ解明・研究会での報告資料・そして論文など）を利用し参照した場合、適切に、しかるべき明確さで論文において具体的に提示（注記）しなければ、他人の研究労働の成果を**ただで自分のもの**としてしまう、すなわち、**盗む**ことになる。ごく平凡な市民的ルール。

大量の驚異的著作をみるとき、そのどこまでが他人のもので、どこまでがその著作者のものか、この**区別と明示**が行われているか、それが適正になされているか、科学的論文のルールにしたがっているか、などが問題となる。

しかし、ここで問題となっているのは、原朗氏の先行諸論文、先行の尹論文と小林論文との関係である。

「起源」論文は、小林 VS 原裁判の6年以上のなかで、今回、**初めて発見された**盗作証明である。半世紀近く、だれも正確には検証しなかった盗作である。

先行研究としての尹論文と、**後発研究としての小林論文（1966年）**との関係が、そのような点で、盗み行為、すなわち、重大な剽窃・盗用行為となっている、というのが、堀和生氏「起源」論文である。

## 1.堀「起源」論文は小論文だが、**証拠の明確さ**によって強力な実証的理論的武器

問題の本質を簡潔明瞭に抉り出す本「起源」論文は、したがって、小林氏の剽窃盗作を広く社会に知らせる**強力な武器**となろう。

簡潔に盗作のエッセンスが描かれているだけに、高等裁判所の裁判官たちも、きっと目を通すであろう（（注）高裁判決が出る2019年9月以前の推定）。そして、小林氏の剽窃盗作の手法をはっきり認識するであろう、と期待したい。

この簡潔明瞭な科学的暴露文書なら、多忙を極める高等裁判所の裁判官たちも**すっきりと、短時間で**理解できるであろう。

堀和生「起源」論文（詳細は「原朗氏を支援する会」ウェブサイト掲載）を読めば、半世紀にわたる盗作問題のすべてが、本質的な意味で、一挙に見通せる、把握できる！！

しかも、本「起源」論文は、6年に及ぶ盗作証明のために堀和生氏が莫大な研究時間を費やした結果、その**探求の最後の最後に初めて発見・発掘・暴露できたエッセンスをまとめたもの**だけに、信頼できる。

いや、堀和生氏の全研究の到達点ともいえるものであろう。2019年6月30日の東大研究集会における堀氏報告によれば、原氏と小林氏の論文・著作は、彼の研究の初発から、先行研究として本腰を入れて読み解き、乗り越えようと対決してきたものだからである。だからこそ、原氏と小林氏のどちらに**オリジナリティ**があり、どこのどの論点に誰の**先行性**があるかを実証的に緻密に確認できたのである。

堀氏のほかに、これだけの全研究時間と論文・著作の背景を持って、この簡潔明瞭な「起源」論文に匹敵することを書きうる人は、いないといわなければならない。

しかも、その叙述たるや、**きわめてシンプル**である。

堀氏のほかに、小林氏の盗作行為の**今日までの全著作における検証を行いうるのは**、ただ一人、原朗氏でありましょう。

しかし、原朗氏は今年 80 歳、今後、**盗作暴露・真実解明の作業**——その意味では建設的であり学界・大学院生に対する大きな貢献となるが——を行うには、大変なご高齢かと思われる。ほかの建設的な資料収集の仕事、すなわち、日本鉄道史 150 年の史料集出版の仕事があるので、なおさらであろう。

原氏が学会の諸事情を含め、上記大量の文書が示すような小林氏盗作行為の摘発を公然と行えなかった期間、まさに**堀和生氏が、小林氏と幾多の論争を繰り広げていた**のである。その研究・論争実績のある堀氏だからこそ、盗作が問題となった小林著（1975 年 12 月）の増補版（2006 年）が出版されるとき、最適任の評者は、衆目の一致するところ、堀和生氏であった。

ところが、その堀和生氏に対し、小林氏は最初書簡で（**6 月 30 日の東大研究集会の際報告の際、小林書簡を「これですよ」と示されていた…ただ、小林氏に著作権があり、私は公開できないのだが、と**）、「書評はしないでくれ」と頼んだという。そして、後日、電話でも、書評は引き受けないと頼んできたという。（堀和生氏がそんな求めに応じるはずはなく、書評は、『歴史学研究』に発表された）

自分と長年論争してきた研究者の書評こそ、一番欲しいものであるはずである。**歴史の真実の解明**を第一に考え、大切だと考えるならば。ところが、小林氏にとっては**真実の解明より大切なもの**が他にあった、ということだろう。

将来、この書簡は、重大な証拠資料として、公開されることを期待したい。

## 2. **文字数の 48%**が尹論文（ハングルで書かれた朝鮮語論文）からの盗作剽窃

——堀「起源」論文は、小林氏論文に対する尹氏の研究のオリジナリティ・先行性を**正確**に社会に知らしめるもの——

「原朗氏を支援する会」のウェブサイトの冒頭で 2019 年 6 月 28 日に紹介された標記「起

源」論文は、小林氏の学部時代の論文であり、優秀な研究経歴の最初を飾るものとして、小林氏自身が、2011年の彩流社の本のなかに「**自慢**」しながら収録したものである。その表面だけからすれば、学部3年の論文が学術雑誌『労働運動史』に大学院時代、掲載されたということは、しかも、2011年まで生命力を持っているということは、素晴らしい実績であろう。

しかし、その論文が、もしも、実は、今回、堀和生氏によって解明されたように、**文章の48%**が、**北朝鮮の研究者の2年前の論文を、そのまま（もちろん翻訳して）引用注をつけずに、また資料的根拠も示さずに使ったものだとすれば、典型的剽窃・盗作論文**として、むしろ、断罪されることになるのではなかろうか。

朝鮮語韓国語からの翻訳だったから、ハングル（朝鮮語・韓国語）を読めなかった人には、盗作文章の48%も含めて、全体が小林氏の業績と理解されただけ、ということになる。

しかも、約半世紀前の発表時点ではなく、同じ論文が早稲田大学現役教授の**2011年の論争著作（慶應大学松村高夫教授と柳沢遊教授を論破するための書物）**に採録されたとすれば、問題は、もともとは実は「半世紀前の習作でした」といって、済ませるわけにはいかないであろう。

**2011年という時点での、小林氏の盗作剽窃に関する態度・意識**を示すものとして、すなわち、過去のものではなく、**2011年現在の態度・意識**を示すものとして、重大深刻な意味を持つであろう。なぜなら、盗作剽窃に関して、自分が行っている行為について、まったく自覚しない態度で、大学院生を長く指導してきた証拠となるからである。

さらに、この2011年時点での剽窃盗作に関する無自覚・無認識・無理解（なんと表現していいかわからないほど）のまま、2013年には原氏告訴に踏み切っている。

それはその直前の原氏の東京国際大学における最終講義などの発言（小林氏による盗作剽窃の指摘）を踏まえてである。

もしも、小林氏が、原氏の指摘（2001年大学院生向けシリーズの一冊における表明）を真正面から受け止め、自らに問題ないかをチェックしていれば、告訴などには踏み切れなかったはずである。原氏に確認するなど、まずは、学術的紳士的に対応していればである。

剽窃盗作などを自分はしたことがない、原氏には初版で「謝辞を述べている」、それで十分だ、何ら盗作をうんぬんされることはないという意識だからこそ、告訴に踏み切った

のであろう。

そして6年もの間、原氏、堀氏の提起する実証的盗作証明に対しても、真正面から向き合わなかった。

### 3. 「起源」論文が示す小林氏の現在の剽窃盗作認識（いや、否認状態の継続）

その意味では、1966年論文→2011年採録→2013年告訴→2019年現在まで、剽窃盗作に関する無自覚が継続していることになるのではなかろうか。なぜなら、今回、堀和生氏の「起源」論文（乙83）によって、盗作とは何か、剽窃とは何か、はっきり提示されたにも関わらず、2011年刊行の論争書『論戦「満州国」』（1966年論文収録）の絶版、回収等の措置をとっていないからである。

堀和生論文は、「起源」を明らかにすると同時に、まさに現時点での小林氏の剽窃盗作認識における重大な欠落・研究倫理違反をも浮かび上がらせ、世に明確に公然と示したのである。

その意味でも、まさに「画竜点睛」ではなかろうか。

ここで、1966年論文（学部・院生時代）と2011年「抄録」（何十年も大学・学界で研究と教育に従事してきた後の早稲田大学教授現役時代）の違いについて、注目しておきたい。

小林氏は「抄録」（2011年）では、オリジナル論文（1966年）のうち、一か所、重大な部分を削除している。それはどこか？

「抄録」の意味は、その重大な部分の削除に係ることである。

削除されたの部分とは、論文の結論部分である。

そもそも、一つの論文において、論文の最も重要な結論部分を抄録にあたって削除するとはどういうことか？

論文のなかで些末なもの、微細なものを省略するというのならわかる。なぜ、全体の中の結論部分を削除したのであろうか？

その部分とは、正確に規定すれば、1966年小林論文 45 ページ 1 段落途中からの 1 ページで、「元山ゼネストの経験と教訓」の項である。

量的に見れば、抄録で削除したのは、オリジナル論文のうち、わずかこの 1 ページほどのみである。

何故この 1 ページほどのみを抄録に含めなかったのか。自分の論文全体の結論こそは、省略などせずに、残しておくべき重要部分ではないのか？

実に奇妙ではある。そうではないか？

私の解釈はこうである。すなわち、結論のほぼ 100%が盗作だからである。

ここでその画期性・画竜点睛性を見てきた堀和生氏の検証論文・証拠資料は、小林氏オリジナル論文（1966年）全体・全文をチェックし、尹氏論文との比較対照を行って綿密に明らかにしているように、小林 1966 年論文は、尹氏論文の翻訳文をそのまま（**全体では文字数で 48%**）自分の論文と偽ったものである。

科学的論文の盗用史上でも単純にして最悪の事例というべきものではなかろうか？  
今後、その意味で日本学術史上に残るものとなるではなかろうか。

繰り返すが、論文全体では文字数で 48%が盗用に当たる。

だがさらに次のような事実がある。どのページも万遍なく盗用箇所が 48%あるわけではない。

濃淡、割合の多い少ないが、ページによって違う。

盗用の度合い・密度が最もひどい部分、すなわち、まるごと、ほぼ 100%といってもいい部分こそが、結論部分である。

盗用が最も明確でかつ決定的な部分（どうにも隠しようがない部分）だけが「抄録」では削除されている、と私は理解する。

これは、1966年当時から2011年に至る間の約半世紀近くの研究倫理に対する厳格化、盗用に対する厳密化・厳罰化、学術振興会科学研究費応募・審査における明確な基準の制定など盗用に関する認識の深化拡大・明確化を、小林氏なりに考えて、**100%に近い盗用部分は、さすがに削除しなければならなかった**、と推測する。

論争書であるために、さすがに、100%盗用部分は、本能的に（?）、あるいは先々を考慮して（?）、隠したと判定すべきではなかろうか。

それ以外の説明はあるだろうか？

こうしてみると、1966年論文と2011年抄録との違いの中にも、小林氏の研究倫理における現時点での（すくなくとも2011年彩流社論争書採録時点での）深刻な問題性があるのではないか？

すなわち論文全体の盗用に関する 無自覚・無反省・隠ぺいがあるのではないか。

学部3年生・大学院生時代（1966年論文）よりも、何十年も学界・大学に籍を置いたうえで、**罪が深刻ないし重大ではないか**。初犯より再犯の方が、重大ではないか？

盗用に関して、このように無自覚・無反省であるからこそ、原朗氏が小林氏に自分の研究成果を盗用されたという事実を25年間の沈黙を破って、はじめて公表したとき（**2001年『展望日本歴史20「帝国主義と植民地」』の追記**において公表した際には、実に謙虚に 抑制的に、自分の論文の先行性・オリジナリティを事実関係・発表日時の前後関係・学会事情等に即して主張しただけなのだが）にも、小林氏はまったく反省しなかった。

いやむしろ、その反対の行動に出た。

原朗氏の2001年の指摘にも関わらず、2006年には小林氏は問題の大著の増補版を出したのだ。そのあとがきでも、原氏の2001年の指摘について触れることなく、まったく原氏の研究の先行性・オリジナリティに関して、言及することはなかった。そうした無反省ぶり（居直りの態度）に対し、原氏の怒りははげしくなり、ついに、東京国際大学の最終講義（2009年）で明確に批判を述べ、紀要に発表（2010年）することになった、と私は見る。

まさに、小林氏が1966年の論文（尹論文の大々的盗作）を無反省・無自覚に2011年という約半世紀後の書物（論争の書であり自分の論文全体に誤りがなく自信があることを主張するもの）に収録したのだということ自体、**実は堀和生論文によって歴史科学的に初めて実証され、公に暴露されたこと**である。

画期性の意味は、まさにそのことである。

しかし、その発見は、原朗氏の**一審敗訴=裁判所による名誉毀損の判定**を受けて、その判決の不当性を証明する**証拠資料を模索する**なかで、やっと実現したことなのである。

真実の発見は、敗訴を受けて、裁判所の判決の不当性を証明しようとする闘いのなかで、はじめて実現したのだ。

苦闘のなかでの発見だ。 *Durch Leiden Freude !!*

#### 4. 外国語論文からの盗作剽窃の黒いうわさ・・・朝鮮史研究者の間で

東京大学経済学部研究集会 [6月30日の集会](#)の時、堀和生氏とは初対面で、今回の裁判に関連する堀氏の諸文書に驚嘆していること、研究者としてのすごさに深く敬服していたので、そのことを冒頭あいさつで述べた。

その際、彼から、「実は朝鮮史研究者の間では、**暗いうわさ**として、剽窃の疑いが**ずっと流れていたのですよ**」と言われた。

東洋英和女学院の院長深井智朗氏の捏造問題でも、真実が発覚し、社会的に制裁を受ける前、**長い間、噂としては捏造が研究者のあいだで語られていた**のであり、それが京大出身の若手研究者によって公然と暴露され、あのような結果になったのだと。それと同じだと。

それで合点。

堀和生氏の強烈で持続的な意見書作成から、一直線に今回の「暴露」が出てきたのではなかった。朝鮮史研究者のあいだでは、ずっと疑惑が語られていたのだ。

堀氏が一審判決のひどい内容にどう反駁するか模索しているときに、**朝鮮史研究者**から、「それなら、これまでよりももっと**はっきりした証拠**を示せばいい」として、示唆されたのだという。

そして、「支援する会」のサイトに掲載された尹論文の翻訳に、**堀和生監訳**、と明示されているように、実は、堀氏が**朝鮮史分野の知人らの協力**を得ているのである。

ハンゲルによる論文であるがゆえに、一般には見過ごされてきたが、**専門研究者は盗作に気づいていた**のである。専門の研究者にしか、わからないことは多いのである。専門研究者による盗作か否かの判定が、決定的に重要となるゆえんである。

素人の判断・判定は無力であり、誤りとなることが多いといわなければならない。そもそも、ほとんどの人が、ハンゲル（朝鮮語・韓国語）で書かれた尹氏論文を読めなかった

ことが、根本にある。

私も、読めない。堀和生氏の仕事がなしには、私は問題の所在すらわからない。

事実、一審判決の裁判官が、名誉毀損か盗作かの判定にあたって選んだ基準は、一般社会の名誉毀損の判断基準であり、学界における基準ではない。学界の判断基準が示された堀氏意見書や原氏陳述書は、一審判決では無視されたのだ。

## 5. 暴露は真実・真理探究のアカデミズムの成果

剽窃盗作の暴露は、長い時間と多くの真剣な研究者の地道な積み重ねで、したがってまさにアカデミズムの努力のなかで、成果を上げることになったのだ。

今回の暴露も、**真実と真理を探究し続けるアカデミズムの営為**が、背後にあったのだ。誤りやウソを発見し、それを暴くこと、真実・真理の発見のなかに喜びを感じる研究者の長い長い営為の連鎖があるのだ。

そこで、今回の場合は、「**天網恢恢、疎にして漏らさず**」、という古典的洞察がぴったり。

ただ、あまりにも疎なので、何十年かは、漏れていた、ということでもある。

[老子第 73 章「天網恢恢、疎にして失せず」] 天の網は広大で目があらいようだが、悪人は漏らさずこれを捕らえる。悪い事をすれば必ず天罰が下る意。天網恢恢。夏目漱石、坊つちやん「是で天網恢々疎にして洩らしちまつたり、何かしちや、詰らないぜ」[株式会社岩波書店 広辞苑第六版]

2019-07-08、追記 10 - 08

小林氏と原氏との盗作剽窃をめぐる裁判に関連しても、「起源」論文と**同じ問題性**が、裁判対象の『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』についても、小林氏側にあると考える。

[2006 年「増補版はしがき」](#) (1975 年あとがきを無修正で掲載と)

1975 年 10 月執筆の小林氏「あとがき」では、

「本書は・・・過去 10 年間に発表した諸論文および未発表論文を**新たな角度から全面的に再構成**しなおしたものである。再構成の際、**1974 年度**土地制度史学会秋期（ママ）学術大会報告（大会報告は『土地制度史学』第 71 号、1976 年 4 月掲載予定）の準備のため、満州史研究会の**原朗氏と行った数度の打ち合わせの討議**が、本書作成に大いに役立った。重ねて原朗氏に感謝いたしたい」、

としていた。ごく一般的な謝辞、儀礼的に多くの論文や著書で書かれる謝辞は、ある。

しかし、原氏が問題としているのは、どこでどのように具体的に役立ったのか、原氏と小林氏の違いは何か、**どこにどちらの先行性・オリジナリティがあるのか、その点がわかるような注記が欠如していること**であろう。

したがって、小林氏が「**全面的に再編成**」したことをみとめているのなら、その際、論文の論旨・組み立て・用語その他における**先行性・オリジナリティがどの点で、どこに、どちらに、あるのか**、という点であろう。

原朗氏の主張（Cf. 原朗『創作か盗作か』同時代社、2020 年 2 月）は、わたしの理解するところでは、小林氏の過去の業績の「**全面的再編成**」において、自分（原朗氏）の文章・統計・論理等の諸データ・編別構想・アイデアなどが多様な次元・多様な形態で「**剽窃・盗用された**」ということである

そこで、25 年の「完全な沈黙」を破って、原氏は、2001 年の『**展望 日本歴史 20 帝国主義と植民地**』（初学者向け代表的論文集）において、原氏がついに盗作剽窃に言及した。

（今では、原朗『**日本戦時経済研究**』東京大学出版会、2013 年、[137 - 138 ページ](#)）

それについて、小林氏は直ちに反省するのではなく、**逆に** 5 年後の 2006 年に、むしろ『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』**増補版**を出したのである。盗作剽窃の指摘に対し、むしろ、自らの著書の生命力（**盗作剽窃否定**）を増補版で補強しているということではないか。

2006 年の「**増補版はしがき**」によれば、

「初版自体は**誤植以外には何ら修整を加えていない**が、新版には、「大東亜共栄圏」再論を付け加えた」（同 i ページ）と。

すなわち、2001 年の原朗氏の指摘（1995 年小林大著刊行に先立っての 10 年間の仕事・学

会基調報告におけるオリジナリティ・先行性を主張するもの)は、まったく無視されているのである。

むしろ、その原氏の2001年の主張を念頭に置いたと思われる部分は、次のようになっている。

すなわち、小林氏の「547ページ以下、補論『大東亜共栄圏』再論」の一節には下記のように書かれている。

「また『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』刊行の経緯に関するさまざまな「誤解」も、当時の本書作成の経緯を綴った旧版「あとがき」の部分を一切修正を加えず出版することで回答にかえさせていただく。」(同559ページ)と。

旧版「あとがき」の該当部分は、つぎのようになっている。

1975年の本書では「多くの重要な問題を後の課題として残さざるを得なかった」とし、

「第一は、日本帝国主義本国の経済的動向と植民地におけるそれを有機的連繋のなかで全体として把握することができなかったことである。この時期の日本本国でのそれについては、原朗「日中戦争期の外貨決済」(『経済学論集』第38巻1~3号、1972年、4.7、10月)とそれに関連する論文およびこれらをふくむ「物資動員計画」、「生産力拡充計画」研究がある。ために、この点に関しては、これらの研究成果を踏まえ、今後再検討することとしたい」(同、544ページ)と。

小林氏が自分の過去10年間の先行論文を「全面的に再編成」するさいに、原朗氏の仕事があたかも関係なかったように表現されてはいないか？

原朗氏の仕事は、「今後再検討する」ことと関連付けられてはいないか？

1966年の『労働運動史』論文を誇りとした意識——すなわち尹論文盗作・剽窃の厳然たる事実を忘却ないし自覚しない態度——で、2011年刊行の論争書に採録(「抄録」)した態度と同じく、1975年の著作についても、剽窃盗作が指摘されて(2001年)もなお、それを問題とせず、2006年の増補版に採録しているのである。

(ただし、上記のように、「抄録」において、尹氏の結論をそのまま自分の結論とした部分は、削除している。)

1966年小林氏、労働運動史論文（堀和生氏が発見したように大々的剽窃盗作の論文、上記、「起源」論文参照）

→満州史研究会等での共同研究

→1974年10月土地制度史学会秋季学術大会…原氏が共通論題組織。小林氏等と共同報告・・・（この準備過程で、原朗氏からたくさんのことを学び、自分の10年間の仕事を「全面的に再編成」する必要があった）。

→1975年12月著書（小林氏の過去10年間の自分の仕事を「全面的に再編成」したものの）・・・すなわち、過去10年間の仕事は、「全面的に再編成」が必要になったのである。

問題となるのは、その「全面的再編成」において、原朗氏の仕事と小林氏の仕事との関係である。原朗氏の仕事を利用したとすれば、それを明記しなければならないが、その注記がかけている個所が多い、というのが、原朗氏の主張である。（そうした個所を堀和生氏が、裁判資料の対照表で、細かく示した）

→原氏、小林氏の盗作につき、**25年間の完全沈黙**

→**2001年**原氏、1975年小林氏著作における剽窃盗作を、**はじめて指摘**

→2006年、小林氏は1975年著作を**増補版**で出版・・・つまり、原氏の指摘（小林氏による盗作剽窃）を事実上、否定し。反省を拒否。

→2009年原氏東京国際大学最終講義で**再び盗作剽窃を指摘**・**2010年最終講義録で活字化（東京国際大学の紀要）**

→2013年3月原氏、『日本戦時経済論』、『満州統制経済論』で、**さらに剽窃盗作に言及**

→2013年5月小林氏の「催告書」、同6月小林氏「訴状」提出

→6年におよぶ裁判

→**一審判決** 2019年1月、小林氏勝訴。

→原氏、即座に控訴

→**原氏側控訴の重要資料として、堀和生「起源」論文とその証拠資料の提出、真実の発見 = 暴露、すなわち尹論文盗作剽窃の科学的論証 = 暴露**

→控訴審の結審 2019年5月27日・・・「原朗氏を支援する会」の発足・Webサイト立ち上げ、証拠資料・年表等の公開、その**最新重要証拠資料が堀和生氏「起源」論文**。

→6月30日研究集会。（[研究集会の概要](#)・・・[支援する会ウェブサイト](#)に掲載）

→現在

→2019年9月4日、高裁（控訴審）判決予定（遅れて9月18日高裁判決・・・一審判決の維持、すなわち、原朗氏敗訴）。

→原朗氏、最高裁へ上告。

——2013年3月までの小林氏との関係に関して——

原朗『満州統制経済研究』東京大学出版会、2013年（非売品）の[「あとがき」](#)（特に208-212ページ）に詳しい。

小林氏が2006年に増補版を出したことに关しては、原氏は、激怒を表明している（同212ページ）。

すなわち、2001年あとがきの「[指摘を無視して増補版『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊](#)』（御茶ノ水書房、2006年3月）を発行し増補部分で[自らの業績のみを列挙](#)したばかりか、『日本植民地研究の現状と課題』（アテネ社、2008年6月）の序文では、自分の「処女作だから記憶に鮮明なのだが、・・・・・・資金・資材・労働力の三点から……これらの地域をくぐることに苦勞した」と臆面もなく記している。「処女作」刊行当時の実情を知る筆者は、再び啞然とするのみであった。[私の論理構成をそのまま編別構成に流用](#)していることを、今なお[隠ぺい](#)しようとしているか、あるいは[無恥にも忘却](#)しきっているかのどちらかであろう」と。

2019年7月9日追記

—原朗『満州統制経済研究』に対する加藤陽子氏（東京大学教授）の高い評価：ウェブ読書人、掲載—

「平成の三冊」時代を、私を形成した本・・・加藤陽子

↓

<https://dokushojin.com/article.html?i=5338&p=3>（現在では、週刊読書新聞でのリンクは外され、別のところに移されている。2020 - 11 付記）

現代日本史研究で、この分野に関心のある人ならだれでも知っている加藤陽子氏が、原朗氏の仕事を「泰斗」として高く評価していることを見れば、加藤氏が原氏を専門研究の見地から、先行性・オリジナリティの点で高く評価し、原氏を応援していることが読み取れるであろう。

この週刊読書人ウェブの記事は、2019年4月19日の掲載である。すなわち、原朗氏の一番敗訴を知った上での、一審判決を書いた**裁判官批判**の文脈での**学者研究者としての評価**、ということであろう。

たい - と【泰斗】とは、広辞苑によれば、  
(泰山や北斗のように)その道で世人から**最も仰ぎ尊ばれている権威者**。  
[株式会社岩波書店 広辞苑第六版]

以上。

2019 - 10 - 07 更新